

暮らしのしおり

平成21年6月1日現在



安城市の観光

安城七夕まつり

毎年8月の第1金曜日から3日間、JR安城駅を中心に市街地一円で開催。大きなクスマや趣向を凝らした仕掛け物、涼風にそよぐ7色の吹き流しなど千本以上の竹飾りが、ところ狭しと飾られる。第1回は昭和29年に開催。安城の夏の風物詩。



丈山苑

和泉町 / ☎(92)7780

江戸時代の武士、文人として有名な石川丈山は、碧海郡泉郷(現在の安城市和泉町)で生まれ、晩年は京都近郊の一乗寺村に建てた詩仙堂で悠々自適に暮らした。丈山苑は、その詩仙堂の雰囲気を生誕地に再現している。呈茶のサービスあり(有料)。

入苑料 ▶ 一般100円(中学生以下は無料)

開苑時間 ▶ 午前9時～午後5時(入苑は午後4時30分まで)

休苑日 ▶ 2ページ別表参照



デンパーク

赤松町 / ☎(92)7111

四季折々のガーデニングデザインが楽しめる園内は、約3250種・28万株もの美しい花と緑でいっぱい。花の大温室フローラルプレイスでは、デンマークの街並みやフラワーショーのほか、世界最大級の自動演奏オルゴールの演奏が行われる。体験施設クラブハウスでは、地元の豚肉を使ったソーセージ作りやパン作りなどが体験できる。このほか、子どもたちに大人気の風車の広場やローラー滑り台、地ビールや安城和牛、郷土料理が楽しめるレストランなど、魅力ある施設がそろそろ。入園料 ▶ 大人600円、小中学生300円 ※高齢者・団体・障害者は割引あり。

開園時間 ▶ 午前9時30分～午後5時 ※11月～2月は午後4時30分閉園。

季節・イベントなどで変更の場合あり。

入園は閉園の30分前まで。

休園日 ▶ 火曜日



歴史博物館

安城町 / ☎(77)6655

安城を中心とした西三河の歴史を楽しく学ぶことができる生涯学習施設。

常設展示は、亀塚遺跡出土の^{じんめんもん}人面文土器、重要無形民俗文化財である三河万歳の資料、「日本デンマーク」と呼ばれた大正から昭和初期の農業資料など。

特別展示及び企画展示は、地域のテーマを調査研究し、各地から資料を集め年3回開催。

観覧料 ▶ 常設展⇒一般200円、特別展・企画展⇒一般300～400円 ※小中学生は、常設展、特別展、企画展ともに無料。

開館時間 ▶ 午前9時～午後5時(入館時間は午後4時30分まで)

休館日 ▶ 2ページ別表参照





主な施設

| | |
|--|---|
| 市民会館 ☎<75>1151 | 1200席のホール、ホワイエ、楽屋、会議室、講座室、視聴覚室、和室、展示室など 申し込み▶ホールは1年前、ホワイエは6か月前、会議室などは3か月前、楽屋・リハーサル室は1か月前から予約可 利用時間▶午前9時～午後9時 休館日▶毎週火曜日・年末年始 |
| 文化センター ☎<76>1515 | 502席のホール、展示室、会議室、和室、視聴覚室、音楽室、調理実習室、プラネタリウムなど 申し込み▶ホールと展示関係は6か月前から、その他の部屋は3か月前から予約可 開館時間▶午前9時～午後9時 休館日▶別表のとおり プラネタリウム▶個人50円、団体40円、中学生以下無料。投映時刻は土・日曜日、祝日の午前10時30分、午後1時30分・3時、春・夏・冬休みは別途 |
| 青少年の家 ☎<76>3432 | 青少年が学級・講座などを通じて余暇を有意義に過ごし、グループ活動の輪を広げるための施設。 申し込み▶利用月を含めた3か月前の初日から受付(青少年団体以外は2か月前) 利用時間▶午前9時～午後10時(第3日曜日は午後5時まで) 休館日▶別表のとおり |
| 市体育館 ☎<75>3535 | 体育場、卓球場、剣道場、柔道場、弓道場、幼児体育室、ランニングコース(1周200m)など 利用受付▶市体育課(体育館内) 開館時間▶午前9時～午後9時 休館日▶月曜日(祝日を除く)、年末年始 |
| 総合運動公園 | 陸上競技場、多目的グラウンド、野球場、ソフトボール場、テニスコート(各夜間照明設置)など。敷地内には、すべり台などの遊具をそなえた公園もある市民スポーツの中心的な施設。 申し込み▶事前に体育課(☎<75>3535)へ |
| スポーツセンター ☎<75>3545 | アリーナ、25℃温水プール、トレーニングルーム(健康浴室を含む)、エアロビクスルームなど 開館時間▶アリーナ⇒午前9時～午後9時 プール平日⇒午後1時～9時 プール土・日曜日、祝日、夏休み期間⇒午前10時～午後9時 トレーニングルーム⇒午前9時～午後9時 休館日▶月曜日(祝日を除く)、年末年始、プールのみ2月1日～14日 |
| マーメイドパレス ☎<92>7351 | 流水・造波プール、ウォータースライダー、25℃温水プール、トレーニングルーム(要講習・予約制)など 開館時間▶平日午後1時～8時、土・日曜日、祝日、夏休み期間午前10時～午後8時、トレーニングルームは全日午前10時～午後9時 休館日▶月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(土・日曜日、祝日を除く)、年末年始、点検日 ※夏休み期間中は無休 |
| 堀内公園 ☎<99>5947 | 高さ35mの観覧車、メリーゴーラウンド、電動汽車などの遊具(有料)のほか、バードハウス、芝生広場など。運休日の有料遊具の利用はできませんが、入園は自由。 有料遊具利用時間▶午前9時～午後4時30分(平日の正午～午後1時は休止) 運休日▶月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(土・日曜日、祝日を除く)、年末年始 |
| 市民ギャラリー ☎<77>6853 埋蔵文化財センター ☎<77>4490 | 市民ギャラリー展示室は、美術に関する作品などの発表の場。創作実習室では講座等が行われます。埋蔵文化財センターは埋蔵文化財の発掘調査などを行っており、整理室の窓ガラス越しに作業の見学ができ、整理された土器などの展示があります。 開館時間▶午前9時～午後5時 ※市民ギャラリー展示室は延長の場合あり 休館日▶別表のとおり 入場料▶無料(展示開催者が入場料などを徴収する場合あり) |
| 中央図書館 ☎<76>6111 | 本館と9つの地区公民館図書室で約59万冊の蔵書があります。本の予約やリクエストサービス、調査研究のための資料提供サービス、各種講座も実施。 開館時間▶午前9時～午後5時 ※5月～10月の平日は午後7時まで。 休館日▶毎月第4金曜日、12月の特別整理期間及び別表のとおり 貸出▶1人本は10冊、AV資料は5点まで、2週間以内 ※利用者カードは地区公民館図書室も共通 |
| 教育センター ☎<75>1010 | 教育に関する専門的な研修及び調査研究、教育情報の提供、各種の教育相談を実施。16ミリ映画やビデオ作品などの貸し出しを行う視聴覚センターや教科書センターとしても利用されています。 受付時間▶午前9時～午後5時 休業日▶土・日曜日、祝日、年末年始 |
| 環境クリーンセンター ☎<92>0178 | ごみの焼却とし尿を処理する中間処理施設。 受付時間▶月～金曜日(祝日を含む)の午前8時30分～正午、午後1時～4時45分及び第3日曜日(家庭ごみに限る)の午前8時30分～正午 搬入料金▶家庭ごみ10kgにつき50円、事業ごみ10kgにつき100円。ただし、家庭ごみに限り1回の搬入量が30kg以下の場合は無料。 休業日▶土・日曜日(第3日曜日の午前中を除く)、年末年始 |
| リサイクルプラザ ☎<76>3053 | 不燃物、粗大ごみ破碎、家具等再生、びん類・缶類の選別を行うごみ中間処理施設。 受付時間▶月～金曜日(祝日を含む)の午前8時30分～正午、午後1時～4時45分及び第3日曜日(家庭ごみに限る)の午前8時30分～正午 搬入料金▶家庭ごみ10kgにつき50円、事業ごみ10kgにつき100円。ただし、家庭ごみに限り1回の搬入量が30kg以下の場合は無料。 休業日▶土・日曜日(第3日曜日の午前中を除く)、年末年始 |
| せん定枝リサイクルプラント ☎<77>4185 | 果樹や街路樹などのせん定枝をたい肥化する施設。 受付時間▶祝日を含む月～土曜日の午前8時30分～正午、午後1時～4時45分 搬入料金▶市民=10kgにつき50円、市内から発生するせん定枝などを取り扱う造園業者及び果樹栽培農家=10kgにつき60円。ただし、市民に限り1回の搬入量が30kg以下の場合は無料。 休業日▶日曜日、年末年始 |
| 総合斎苑 ☎<72>6626 | 予約▶葬祭業者を通して申し込むか、斎苑に直接電話で予約(☎<72>6625) 開苑時間▶午前8時30分～午後5時15分 休苑日▶1月1日及び点検日(広報あんじょうでお知らせ) |

休館日・休苑日に関する別表

月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(土・日曜日、祝日を除く)、土曜日が祝日に当たるときは直後の火曜日、年末年始



防災

問▶防災課(☎<71>2220)

■災害に備えて（避難所一覧表）

広域避難場所 総合運動公園、安城公園、秋葉公園

| 地区別の避難所 | |
|---------|--|
| 北部 | 北部公民館、里町小学校、志貴小学校、安城北小学校、東山中学校 |
| 作野 | 作野公民館、今池小学校、作野小学校、梨の里小学校、篠目中学校 |
| 東部 | 東部公民館、安城東部小学校、安城東高等学校 |
| 中部 | 中部公民館、安城中部小学校、新田小学校、安城北中学校、市体育館、青少年の家、安城農林高等学校 |
| 中央 | 文化センター、桜町小学校、錦町小学校 |
| 昭林 | 昭林公民館、安城南中学校、赤松保育園、安城高等学校 |
| 安祥 | 安祥公民館、祥南小学校、安城南部小学校、安祥中学校、ゆたか保育園 |
| 西部 | 西部公民館、安城西部小学校、高棚小学校、三河安城小学校、安城西中学校、みのわ保育園、えのき保育園 |
| 二本木 | 二本木公民館、二本木小学校、みその保育園 |
| 南部 | 南部公民館、丈山小学校、明和小学校、明祥中学校、城ヶ入保育園 |
| 桜井 | 桜井公民館、桜井小学校、桜林小学校、桜井中学校、三ツ川保育園、安城南高等学校 |

■非常持ち出しリスト

災害時は、最低でも3日分の水・食料が必要です。いつでも持ち出せる身近な場所に保管しましょう。

| 男性15kg、女性10kgが重さの目安です | |
|-----------------------|----------------|
| 非常食(乾パン・缶詰など) | ビニール袋 |
| 飲料水 | 上着 |
| 携帯ラジオ(予備の電池) | 下着 |
| 懐中電灯(予備の電池・電球) | 軍手 |
| ろうそく | 救急医療品 |
| ヘルメット(防災ずきん) | 常備薬 |
| ライター(マッチ) | 貴重品(預金通帳、印鑑など) |
| ナイフ、缶切り、栓抜き | 現金 |
| ティッシュ | 健康保険証のコピー |
| タオル | 住民票のコピー |

■東海地震に関する情報と防災対応

| 情報の区分 | 防災対応 |
|-------|--|
| 観測情報 | ●情報収集 ●安心情報の場合、防災対策は特になし |
| 注意情報 | ●安城市地震災害警戒準備本部を設置 ●地震防災応急対策の準備行動を開始 ●市民へ警戒等の広報活動 ●状況に応じ児童・生徒を帰宅 |
| 予知情報 | ●警戒宣言を国が発令 ●安城市地震災害警戒本部を設置 ●地震防災応急対策の実施 ●市民へ避難及び警戒等の広報活動 ●避難所の開設(発災前のため屋外) |

警戒宣言が発令されたら▶▶▶

警戒宣言 2・3日以内(または数時間以内)にマグニチュード8程度の大地震(東海地震)が発生し、愛知県内で震度6弱以上の地震の揺れに襲われる恐れがある。

警戒宣言は、テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて情報提供。市役所からは広報車、キャッチネットワーク、ピッチFMなどで情報提供。警戒宣言が発令されると、ライフラインは下表のとおりになりますので、ご注意ください。

| ライフラインの内容 | |
|------------|---|
| 電気 | 使用できるが、できるだけ使わない。 |
| ガス | 使用できる(使用するときはガス器具から離れない)。 |
| 水道 | 使用できる(普段から水をためておく)。 |
| 電話 | できるだけ使わない(話しは短くする)。通話が増えると規制される。 |
| バス | 付近の安全なところまで走行し、運行は中止。 |
| 鉄道 | 最寄りの安全な駅に停車し、運行は中止。 |
| 道路 | 避難路、緊急輸送路確保のため交通規制がされる。 |
| コンビニ | できる限り営業を続ける。 |
| デパート | 原則として営業停止。 |
| 銀行 | 原則として営業停止(一部のATMは使用可能)。 |
| 病院 | 外来診療中止。 |
| 学校・幼稚園・保育園 | 閉校・閉園し、生徒・園児は原則として帰宅させる(集団下校)が保護者に引き渡す。 |





届出・証明

問▶市民課(☎<71>2221)

■出生届 誕生日を含めて14日以内

届出人▶生まれた子の父または母

届出場所▶届出人の所在地か本籍地または出生地の市町村

持ち物▶①出生届 ②届出人の認め印 ③母子手帳
④養育者の健康保険証及び預金通帳(児童手当手続き用)

■死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内

届出人▶死亡者の親族

届出場所▶死亡者の所在地か本籍地、死亡地の市町村
または届出人の所在地

持ち物▶①死亡届 ②届出人の認め印 ※以降該当者のみ
③国民健康保険証 ④印鑑登録証 ⑤各種医療受給者証
⑥介護保険証 ⑦国民年金証書(年金受給者のみ) ⑧住民基本台帳カード
⑨後期高齢者医療保険証

■婚姻届

持ち物▶①婚姻届 ②届出人の認め印(夫・妻) ③戸籍謄本(届出地に本籍がある人は不要) ④国民健康保険証(加入者のみ)
⑤届出人の本人確認ができる官公庁発行の顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポートなど)

その他▶未成年者の婚姻には父母の同意が必要

■転出届 転出する日の前後14日以内

届出人▶転出する本人または世帯主

持ち物▶①届出人の認め印 ②届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など) ※以降該当者のみ
③国民健康保険証 ④印鑑登録証 ⑤各種医療受給者証
⑥介護保険証 ⑦住民基本台帳カード ⑧後期高齢者医療保険証

■転居届 転居した日から14日以内

届出人▶転居した本人または世帯主

持ち物▶①届出人の認め印 ②届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など) ※以降該当者のみ
③国民健康保険証 ④各種医療受給者証 ⑤介護保険証
⑥住民基本台帳カード ⑦後期高齢者医療保険証

■世帯主変更届 変更があった日から14日以内

届出人▶本人または世帯主

持ち物▶①届出人の認め印 ②届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など) ③国民健康保険証(加入者のいる世帯のみ)

■住居表示の届け出

届出人▶住居表示区域内にある建物の所有者、管理者、占有者

届け出をする時▶①住居、店舗などを新築した場合
②既存の建物に表示板がついていない、または破損した場合
③道路に面した玄関や出入り口の変更をした場合
④表示板のついた建物を取り壊した場合

※住居表示地域▶東栄町1～3丁目、今本町1～4丁目、今池町1～3丁目、住吉町1～3丁目、弁天町、明治本町、昭和町、大東町、桜町、御幸本町、朝日町、相生町、末広町、花ノ木町、小堤町、錦町、日の出町、南町(4丁目・5丁目を除く)

申請者の本人確認ができるものは次の①②のいずれか
①運転免許証・パスポート・外国人登録証・住民基本カード・官公庁が発行する顔写真付き身分証明書のうち1点
②健康保険証・介護保険証・年金証書・年金手帳のうち2点

■支所・出張所のご案内

地区に関係なく誰でも利用できます。

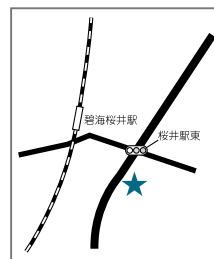
●開所時間 平日午前8時30分～午後5時15分

●取り扱い業務

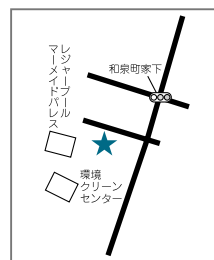
①戸籍の届出(出生・死亡・婚姻など)、②転出、転入、転居などの届出、③住民票の写し、戸籍謄(抄)本(全部・個人事項証明)、除籍・改製原戸籍謄(抄)本、戸籍の附票、身分証明書などの発行、④印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行、⑤年金(現況)証明、⑥納税証明書、所得証明書、市県民税課税証明書、固定資産評価証明書などの発行、⑦原付の登録・廃車(125cc以下)、⑧市税等の支払い、口座振替の申請、⑨国民健康保険の加入・脱退、⑩市民保養事業の申請

※申請には、申請者の本人確認ができるものがが必要です。

※その他できる業務もありますのでお問い合わせください。



桜井支所(桜井公民館)
桜井町大役田1-1
(☎<99>0861)



南部支所(南部公民館)
和泉町大下38
(☎<92>0002)



北部出張所
(北部公民館)
里町山崎35
(☎<98>8468)



届出・証明

問▶市民課(☎71)2221)

■印鑑登録

登録印鑑は一辺の長さ8mm以上で25mmの正方形に収まるもの。同じ世帯内で他の人が登録していないもの。

手数料▶200円

◆**本人が申請する場合** 持ち物▶①登録する印鑑 ②本人確認ができる官公庁発行の顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポートなど) ③②に該当するものがない場合、既に安城市で印鑑登録してある人に保証人になってもらい、申請書と登録する印鑑(申請書に保証人の署名と登録印の押印が必要)及び本人確認ができるもの(保険証など) ※②、③ともない場合は、照会文書を郵送する方法となります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆**代理人が申請する場合** 持ち物▶登録する印鑑と委任状及び代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など) ※本人あてに照会文書を郵送します。後日、回答書に記入のうえ、委任状と本人及び代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)と認め印を持って窓口へお越しください。 ※印鑑証明書は、回答書を提出後の発行となるため、即日交付はできません。 ※登録印鑑や印鑑登録証を紛失したときは、直ちに届け出てください。

■印鑑登録証明書

持ち物▶印鑑登録証、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など) 手数料▶200円

■戸籍の謄抄本(全部・個人事項証明)等

本籍が安城市にある人のみ交付可能(本籍地の市町村しか証明発行はできません)

手数料▶謄(抄)本(全部・個人事項証明)450円、除籍・改製原戸籍謄(抄)本750円 ※申請者の本人確認ができるものをご持参ください。

■住民票の写し

手数料▶200円 ※申請者の本人確認ができるものをご持参ください。代理人(別世帯の親族など)からの申請は委任状が、第三者からの申請は疎明資料(契約書等)が必要です。

■外国人登録原票記載事項証明書

申請者▶本人または本人と同一世帯の親族が申請できます。なお、同一世帯の親族以外の方が本人の代理として申請する場合は、本人の委任状が必要。

手数料▶200円 ※申請者の本人確認ができるものをご持参ください。

■土曜日の窓口サービス

問▶市民課(☎71)2221)、市民税課(☎71)2213)

●**と き** 毎週土曜日の午前8時30分～午後5時 ※祝日、12月29日～1月3日を除く。

●**ところ** 市役所本庁舎 市民課・市民税課

●**内容**

注意 申請者の本人確認ができるものをご持参ください。

市民課▶①戸籍の届出(出生・死亡・婚姻など) ②住民票の写し、戸籍謄(抄)本(全部・個人事項証明)、除籍・改製原戸籍謄(抄)本、戸籍の附票、身分証明書、印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要)、年金(現況)証明などの発行

※住所変更、印鑑登録、外国人登録、外国人登録原票記載事項証明書の発行はできません。

市民税課▶所得証明書、市県民税課税証明書、納税証明書(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税、証明日現在に滞納がないことの証明)、固定資産評価課税証明書、固定資産評価証明書、物件証明書、名寄帳の発行

※毎月の最終土曜日については、市税・国民健康保険税の納付を受け付けします。

■休日コーナー(交付申請のみ)

●**と き** 土・日曜日の午前9時～午後5時(文化センターは日曜日のみ。公民館の休館日を除く)

●**ところ** 文化センター、桜井・北部・南部公民館の休日コーナー

●**内容** 住民票の写し、戸籍謄・抄本(全部・個人事項証明)、年金(現況)証明、所得(課税)証明、納税証明の交付申請(後日郵送)

注意 申請書と一緒に申請者の本人確認ができるものの写しを同封してください。



税金

市県民税

■ 市民税課 (☎71)2214

＜納税義務者＞

その年の1月1日に住所のある市町村に納税義務を負います。住所がない場合でも、事務所、事業所のある人は均等割のみの納税義務を負います。

＜課税対象＞

前年の所得に対して課税。

収入－経費＝所得、所得－所得控除＝課税所得金額

＜税率＞

「所得割」「均等割」の2つの税額があります。

☆均等割の税額

市民税年間3000円、県民税年間1500円

☆所得割の税額

課税所得金額の10%

(市民税は6%、県民税は4%)

固定資産税・都市計画税

■ 資産税課：家屋について⇒(☎71)2215

：土地について⇒(☎71)2256

＜固定資産税＞

毎年1月1日に市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が納める税金です。

＜都市計画税＞

道路や下水道の整備などの都市計画事業に必要な費用に充てられる税金です。毎年1月1日に市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している人が、固定資産税と合わせて納めます。

＜固定資産税・都市計画税の税額＞

固定資産税課税標準額×1.4%＝固定資産税相当額

都市計画税課税標準額×0.3%＝都市計画税相当額

市税などの納期

■ 納税課 (☎71)2217

| | 市県民税 ※① (普通徴収) | 固定資産税 都市計画税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料 |
|-----|-------------------|-----------------|-------|------------------------------|
| 4月 | | 1期 (全期前納) ※② | | |
| 5月 | | | 全期 | |
| 6月 | 1期 (全期前納) | | | |
| 7月 | | 2期 | | 1期 |
| 8月 | 2期 | | | 2期 |
| 9月 | | | | 3期 |
| 10月 | 3期 | | | 4期 |
| 11月 | | | | 5期 |
| 12月 | | 3期 | | 6期 |
| 1月 | 4期 | | | 7期 |
| 2月 | | 4期 | | 8期 |
| 3月 | | | | |

● 納期限は毎月末日(12月は26日)。納期限が土・日曜日、祝日と重なる場合はその翌平日

※①特別徴収(給与からの天引き)の納期は6月～翌年5月の12回、毎月納付

※②評価替年度は5月末日(平成21年度は、評価替年度です)

■ 便利で簡単な口座振替をご利用ください。

市役所納税課・支所・出張所または市内各金融機関で申し込み。その際、振替希望口座の通帳と通帳印が必要。

軽自動車税

■ 市民税課 (☎71)2213

＜納税義務者＞

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有(または使用)している人。

＜税額＞

| | | | | |
|--------------|---------------------------|--------|-------|-------|
| 原動機付自転車 | 総排気量0.05ℓ以下 | | 1000円 | |
| | 総排気量0.05ℓ以下(ミニカー) | | 2500円 | |
| | 総排気量0.09ℓ以下 | | 1200円 | |
| | 総排気量0.125ℓ以下 | | 1600円 | |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用自動車 | | 1600円 | |
| | その他のもの (フォークリフト等) | | 4700円 | |
| 軽自動車 | 二輪のもの (0.125ℓ超0.25ℓ以下) | | 2400円 | |
| | 三輪のもの | | 3100円 | |
| | 四輪以上 | 乗用のもの | 営業用 | 5500円 |
| | | | 自家用 | 7200円 |
| | | 貨物用のもの | 営業用 | 3000円 |
| | | | 自家用 | 4000円 |
| 二輪の 小型自動車 | 0.25ℓを超えるもの | | 4000円 | |

前納報奨金

個人市県民税(普通徴収)及び固定資産税・都市計画税は、第1期の納期限までに、第1期～第4期の全額を納付した場合、前納報奨金が交付されます。

＜計算方法＞

期別税額×0.2/100×前納月数＝前納報奨金額

(100円未満の場合及び10円未満の端数金額は交付されません。最高2万円)

※平成22年度から廃止。



国民健康保険

問▶国保年金課(☎71)2230)

国民健康保険

●国民健康保険

国民健康保険は、市民の皆さんが病気やケガをした時に、経済的負担を軽くし安心して治療が受けられる大切な制度です。市内に住んでいる人は、次に掲げた人を除き、すべて安城市の国民健康保険に加入しなければなりません。(外国人も在留資格が1年以上の人は対象となります)

- ①会社や事業所の健康保険に入っている人とその扶養家族
- ②国、県、市町村、学校などの共済組合に入っている人とその扶養家族
- ③日雇健康保険に入っている人とその扶養家族
- ④生活保護法の適用を受けている人
- ⑤後期高齢者医療制度の適用を受けている人

●医療機関窓口での自己負担割合

| | |
|---------------|----------------------------|
| 小学校就学前 | 2割 |
| 小学校就学後から70歳未満 | 3割 |
| 70歳以上 | 1割または3割 (所得状況に応じて変わります) |

●国民健康保険税

保険税額は所得割額、資産割額、均等割額、平等割額によって基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額を算出します。40～64歳の人(介護保険の第2号被保険者)は、これに介護納付金課税額が加わります。

| こんな時は14日以内に届け出を | | |
|---|------------------------|--------------------------|
| こんな時 | | 特記事項 園持ち物 |
| 国民健康保険に入る時 | 転入してきた時 | 転入届の時に加入手続き |
| | 勤め先の健康保険をやめた時 | 園社会保険離脱の証明書 |
| | 子どもが生まれた時 | 出生届のときに加入手続き |
| | 生活保護を受けなくなった時 | 担当課の指導で |
| 国民健康保険をやめる時 | 市外に転出する時 | 転出届のときに手続き |
| | 勤め先の健康保険に加入した時 | 園勤め先の健康保険証 |
| | 死亡した時 | 死亡届のときに手続き |
| | 生活保護を受ける時 | 担当課の指導で |
| そのほか | 退職者医療制度に該当する時 | 園年金証書 |
| | 転居、世帯主や氏名変更、世帯分離や合併等 | |
| | 転出して学校へ入学する時 | 園在学証明書 |
| | 転出して介護保険施設、児童施設等へ入所する時 | 園入所または在園証明書 |
| | 保険証の再交付 | 園官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証等) |
| 共通事項 届け出時に必要なもの▶印鑑 ※国民健康保険の保険証がある人は、保険証をお持ちください。 | | |

| 給付に関する手続き | |
|---|--|
| 保険証を忘れて、医療機関で実費診療を受けたとき | 診療報酬明細書と領収書で申請、保険診療分のうち一部負担金を除いた額を支給 |
| 医師が認めたコルセット等の治療用装具の費用を支払ったとき | 医師の証明書と領収書で申請、一部負担金を除いた額を支給 |
| 自己負担額(加入者の所得によって変わる)を超えた医療費を支払ったとき | 該当者に送付する申請書と領収書で申請、高額療養費支給額を支給 |
| 出産したとき | 出生届と同時に申請、出産育児一時金38万円または35万円を支給 |
| 死亡したとき | 喪主が申請、葬祭費5万円を支給 |
| 交通事故や暴行に遭い、国民健康保険を使ったとき | 加害者が弁償しなければならない。後日、国民健康保険から加害者に請求するため「負傷原因報告書」「第三者行為による被害届」を提出 |
| 共通事項 届け出時に必要なもの▶印鑑 ※国民健康保険の保険証がある人は、保険証をお持ちください。 | |



年金

問▶国保年金課(☎71)2231)

■国民年金

●国民年金に加入する人

| 強制加入被保険者 | |
|---------------------------|---|
| 第1号被保険者 | 厚生年金保険や共済組合に加入していない、20歳以上60歳未満の自営業の人やその配偶者、学生、障害年金受給権者とその配偶者、老齢(退職)年金受給権者の配偶者など |
| 第2号被保険者 | 厚生年金保険や共済組合に加入している人 |
| 第3号被保険者 | 厚生年金保険や共済組合に加入している人の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人 |
| 任意加入被保険者 | |
| 20歳から65歳未満の老齢(退職)年金の受給権者 | |
| 20歳から65歳未満の海外に居住している日本人 | |
| 60歳以上65歳未満の人 | |
| 昭和40年4月1日生まれ以前の人で70歳になるまで | |

●国民年金基金とは

第1号被保険者を対象に、基礎年金に上積みした年金を支払う制度です。ただし、付加年金の加入者は、加入できません。

●国民年金保険料

国民年金保険料は20歳から60歳まで、40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、最低25年間の保険料納付が必要です。

国民年金保険料▶月額1万4660円(平成21年度)

●免除制度

法定免除⇒生活保護法による生活扶助を受けている人、障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)の受給権者

全額申請免除⇒本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下、天災等で保険料納付が著しく困難

半額(4分の1、4分の3)申請免除⇒本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下で保険料全額納付が困難

学生納付特例⇒本人の所得が一定基準以下の学生

若年者納付猶予⇒本人・配偶者の所得が一定以下の30歳未満の人

※10年以内であれば保険料を追納することができます。ただし、2年を超えると追納額に一定の加算がされます。

●国民年金の受給

老齢基礎年金

保険料納付期間(免除期間を含む)が25年以上ある人が、65歳に達したときに受給
年金額▶79万2100円(平成21年度、40年間納付した人)

障害基礎年金

原因となった疾病の初診日において、国民年金に加入している人が障害等級1級または2級の障害になったときに受給。ただし、加入期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間の合計が3分の2以上あることが必要(初診日が平成28年4月1日以前のときは、直近の1年間に保険料の滞納がなければよい)。なお、20歳以前に1級または2級の障害となった人は、20歳から受給。

遺族基礎年金

次の①~④のいずれかに該当する人が死亡したときに、18歳に達する日の属する年度末までの間の子(障害者は20歳未満)または子のある妻に支給されます。

- ①国民年金に加入している人
- ②国民年金に加入していたことのある60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所のある人
- ③老齢基礎年金の受給権者である人
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人

※ただし、①②のいずれかの場合は、加入期間のうち保険料納付済み期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。(死亡日が平成28年4月1日以前にあるときは、直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています)

●独自給付

付加年金 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めた人が、納めた月数×200円(年額)の金額を老齢基礎年金に加算されて受け取ることができる制度です。ただし、国民年金基金の加入員は付加保険料を納めることができません。

寡婦年金 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が年金を受けないで死亡した場合に、婚姻期間が10年以上あった妻に、60歳から65歳までの間、支給されます。年金額▶夫が受給できた老齢基礎年金額の4分の3

死亡一時金 3年以上、第1号被保険者として国民年金保険料を納めた人が、年金を受給しないで死亡したとき、その遺族に支給されます。支給額▶保険料を納めた期間に応じて12万円~32万円

外国人の脱退一時金 外国人で、保険料を納めた期間が6か月以上あり、年金を受けずに帰国した場合、2年以内に請求すれば、脱退一時金が支給されます。



介護保険・福祉医療・後期高齢者医療

■介護保険制度 図▶介護保険課(☎<71)2226)

介護を皆で支え合い老後を安心して暮らせるよう、加入者が保険料を出し合い、介護が必要になったとき認定を受けて介護サービスを利用する制度です。

●介護保険加入者

40歳以上の全員が対象。

<第1号被保険者(65歳以上)>

原因を問わず、日常生活で介護や支援が必要となった場合に、要介護認定を受けてからサービスを利用。保険料は被保険者及び世帯員の所得に応じて、9段階

で定められる。年額18万円以上の老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金受給者は年金から天引きの特別徴収で、それ以外の人は市へ納付書もしくは口座振替による普通徴収で個別納付。

<第2号被保険者(40歳~64歳)>

老化が原因とされる病気(16種類の特定疾病)により介護や支援が必要と認められた場合に、要介護認定を受けてからサービスを利用。保険料は加入している医療保険に医療保険分とともに介護保険分を納める。

●介護保険のサービスを受けるには要介護認定を受ける必要があります。

| | |
|--------------------|---|
| ①申請 | 本人または家族が市介護保険課に要介護認定の申請。地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者・介護保険施設などが代行もできる。第2号被保険者は、特定疾病が原因の場合に限られる。 申請に必要なもの▶要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証(第2号被保険者の場合) |
| ②訪問調査 | 調査員が自宅等を訪問、認定調査票に基づき心身の状況66項目と特別な医療12項目を調査。 |
| ③主治医意見書 | 本人の主治医が、心身の状況の意見書を作成。意見書は、市から直接、主治医へ依頼。 |
| ④審査・判定 | 訪問調査及び主治医意見書の結果をコンピュータで一次判定。訪問調査の特記事項、主治医意見書をもとに『介護認定審査会』で審査・判定し、要介護状態区分の二次判定を実施。 |
| ⑤認定 | 介護認定審査会の二次判定結果に基づき、「要介護1~5」「要支援1・2」の7区分に認定し、認定結果通知書と介護保険被保険者証を送付。認定結果通知は、原則として申請を受理した日から30日以内に行う。認定の有効期間は原則として新規認定は6か月、更新認定は12か月。 |
| ⑥介護サービス計画(ケアプラン)作成 | 本人の希望や家族の意見を踏まえたうえで、心身の状況等から適切な居宅サービスまたは施設サービスが利用できるよう介護サービス計画を作成。 |
| ⑦サービスの利用 | かかった費用の1割を支払い(支給限度あり) |

■福祉医療

図▶国保年金課(☎<71)2232)

| 区分 | 対象 | 内容 |
|-----------|---|-------------------------------|
| 子ども医療 | 0歳から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子 | 保険診療分の自己負担額を助成 |
| 心身障害者医療 | 身体障害者手帳1~3級の人、4級の腎臓機能障害の人、4~6級の進行性筋萎縮症の人、療育手帳A・B判定の人、自閉症状群と診断された人 | 保険診療分の自己負担額を助成 |
| 母子家庭等医療 | 母子・父子家庭の親とその子、父母のいない子(18歳の年度末まで) | 保険診療分の自己負担額を助成 |
| 戦傷病者医療 | 戦傷病者手帳の所持者 | 保険診療分の自己負担額を助成 |
| 精神障害者医療 | 精神障害と診断され、入院治療を受けている人 | 保険診療分の自己負担額の半額を助成 |
| | 精神障害と診断され、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持して、通院治療を受けている人 | 自己負担額を助成 |
| | 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 | 保険診療分の自己負担額を助成 |
| 後期高齢者福祉医療 | 後期高齢者医療被保険者、福祉給付金受給者の経過措置者で障害者・ひとり暮らし・寝たきり・認知症など | 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成 |

■後期高齢者医療

図▶国保年金課(☎<71)2232)

| 対象 | 内容 |
|---|---|
| 75歳以上の人、65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定める程度の障害の状態にあり、県後期高齢者医療広域連合が認定した人 | 自己負担割合は1割(同一世帯に市県民税の課税所得が145万円以上ある被保険者のいる世帯の人は3割) |



子育て支援

■子育て支援センター

子育て相談、子育てサークルの育成・支援、育児講習会の開催、子育て情報の提供などを行う。

相談方法▶電話・来所・訪問・出張相談

相談内容▶食事、排泄、睡眠、言葉、遊び、くせなど

相談日▶月～金曜日(年末年始、祝休日を除く)午前9時～午後5時

| 子育て支援センター | |
|---------------|--------------------|
| 安城市子育て支援センター | 錦保育園内／☎<73>6336 |
| 二本木子育て支援センター | 二本木保育園内／☎<77>2774 |
| あけぼの子育て支援センター | あけぼの保育園内／☎<97>2276 |
| 根崎子育て支援センター | 根崎保育園内／☎<92>0089 |
| さくら子育て支援センター | さくら保育園内／☎<99>2100 |

■児童センター

0歳から18歳までの児童が自由に利用できる施設で、児童厚生員がおり、各種行事や遊びの指導も行う。

開館時間▶午前9時～午後5時

休館日▶中央・西部⇒毎週月曜日、年末年始 それ以外⇒毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始

| 児童センター | |
|-----------|---------------------|
| 北部児童センター | 北部公民館内／☎<98>3751 |
| 作野児童センター | 作野公民館内／☎<74>3977 |
| 桜井児童センター | 桜井公民館内／☎<99>3313 |
| 二本木児童センター | 二本木公民館内／☎<77>8611 |
| 中部児童センター | 中部公民館内／☎<74>8570 |
| 中央児童センター | 総合福祉センター内／☎<77>7888 |
| 西部児童センター | 西部福祉センター内／☎<72>6616 |

■児童クラブ 市役所西会館 1階／☎<74>7457

学校の授業後、両親や同居の親族が就労や病気などにより、児童の面倒が見られない場合に預かる。

開設場所▶市内全小学校区内(公立23か所、民間5か所)

対象児童▶小学1～3年生(民間は6年生まで)

開設時間▶午前8時～午後6時45分

利用料金▶月額5200円(8月は8600円)とおやつ代月額1000円 ※民間は開設時間、利用料金ともクラブにより異なります。

■あんじょうファミリー・サポート・センター

市役所西会館 1階／☎<72>2315

「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「子育ての協力をしてくれる人(提供会員)」が会員となってお互いに助け合う会員組織。次のような場合に提供

会員が子どもを預かる。

- 保育園・幼稚園等の開始前・終了後の預かりや送迎
- 学校の放課後、児童クラブ(学童保育)終了後
- 子どもが軽度の病気の回復期などのとき
- 冠婚葬祭や兄弟の学校行事、買い物で外出の際など子どもの世話ができないとき

会員資格▶依頼会員⇒安城市に在住、在勤、在学の人で0歳から小学6年生までの子どもをもつ人 提供会員⇒市内在住で心身ともに健康で、自宅で子どもを預かることのできる人 両方会員⇒提供会員と依頼会員とを兼ねる人

利用料金▶基本時間(月～金曜日の午前7時～午後7時)⇒1時間600円、その他⇒1時間700円

※その他交通費等が依頼会員の負担となります。

■一時保育

☎▶子ども課(☎<71>2228)

同居の家族が仕事、出産、疾病、介護等のとき、一時的に子どもを預かる。

実施場所／対象年齢▶安城保育園・さくら保育園・二本木保育園・光徳保育園(私立)・根崎保育園(私立)⇒6か月～5歳児、よさみ保育園(私立)⇒6週間～5歳児、すずらん保育園(私立)⇒6週間～2歳児

実施日時▶平日⇒午前8時30分～午後4時、土曜日⇒午前8時30分～正午

利用料金(日額)▶3歳未満児2000円、3歳児1000円、4歳以上児900円(3～5歳児は、別途主食代が必要)

※ただし、土曜日は半額。

■特定保育

☎▶子ども課(☎<71>2228)

同居の家族が定期的(保育園の入園対象とならない程度で月64時間以上)に保育が困難な時に子どもを預かる。

実施場所／対象年齢▶さくら保育園・光徳保育園(私立)⇒6か月～5歳児 ※実施日時・利用料金は一時保育と同じ。ただし、午前のみ・午後のみ・土曜日は半額。

■休日保育

☎▶子ども課(☎<71>2228)

保護者が日曜日や祝日に仕事などのとき、保育園で子どもを預かる。

対象▶市内の保育園に入所している生後6か月～5歳児

実施場所▶南部保育園・二本木保育園

実施日▶日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(12月29日～翌年1月3日は開所しない)

保育時間▶午前7時30分～午後6時30分の必要な時間

利用料金(日額)▶3歳未満児2000円、3歳児1000円、4歳以上児900円



補助・助成

| ▼担当 建築課(市役所北庁舎 2階/☎(71)2241) | |
|--------------------------------|--|
| 木造住宅の耐震改修費補助金 | <p>対象 市が実施する専門家耐震診断を受けた人または愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断を受けた人で、耐震診断の総合判定が基準値未満と判定され、耐震改修後の総合判定を基準値以上とする工事(基準値はお問い合わせください)</p> <p>補助額 最高60万円</p> <p>手続き 工事着手前に申請書、耐震診断結果の写し、耐震改修計画書、耐震改修費見積書等を持って建築課へ</p> |
| ▼担当 公園緑地課(市役所北庁舎 3階/☎(71)2244) | |
| 生垣等設置奨励補助金 | <p>対象 市内に住所を有するか店舗を有する人が住宅、店舗敷地内に公道に沿って生垣を2m以上設置する場合(詳しい条件はお問い合わせください)</p> <p>補助額 新しく生垣を設置する場合→必要経費の2分の1(上限額:市街化区域6万円、市街化調整区域4万円)、既存ブロック塀などを取り壊して当該場所に設置する場合→必要経費の3分の2(上限額8万円)</p> <p>手続き 工事着工前に申請書、工事見積書、図面、着工前の写真を持って公園緑地課へ</p> |
| 松食い虫薬剤防除補助金 | <p>対象 松を植栽している土地の所有者または管理者が樹幹注入剤を注入、地上散布剤を散布する場合。松は健全木で直径24cm以上(地上高1.2m)</p> <p>補助額 薬品代(樹幹注入剤に対する補助は3年に1回)</p> <p>手続き 工事着工前に申請書、工事見積書、図面、着工前の写真を持って公園緑地課へ</p> |
| 松食い虫被害木駆除補助金 | <p>対象 被害木の所有者、管理者が松食い虫による被害木を自主駆除する場合。被害木はマツノザイセンチュウの樹体内浸食で枯死したもので直径24cm以上(地上高1.2m)、樹高5m以上</p> <p>補助額 必要経費の2分の1(私有地は幹径により限度額があります)</p> <p>手続き 工事着工前に申請書、工事見積書、図面、着工前の写真を持って公園緑地課へ</p> |



市民保養事業

心と体のリフレッシュ 1人1泊1500円

☎▶商工課(☎(71)2235)

市民の皆さんが余暇を有効に利用したり、家族のふれあいを深めたりするための宿泊を伴う保養旅行に宿泊代金の補助として、1人1泊1500円を交付する事業です。

◇宿泊日の3日前までに事前申請、宿泊後に報告(宿が発行する領収書を添付)が必要です。

※3日前の日が土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日の場合は、その直前の休日でない日が申請書の提出期限です。

申請先▶商工課、桜井支所、南部支所、北部出張所

◇対象者は安城市民です。ただし、市税を滞納している人、3歳未満の人、政治活動、宗教活動やビジネス出張などの利用はできません。

また年齢が3歳以上であっても、宿泊費の負担が補助金額の1人1泊1500円未満の場合は、対象になりません。

◇宿泊対象施設は市が指定する保養地区内のホテルや旅館、民宿などの宿泊施設です。

指定地区名(詳細はお問い合わせください)▶

愛知県(南知多・蒲郡・新城・幡豆・伊良湖)、静岡県(熱海伊豆・浜松浜名湖)、三重県(鳥羽・湯ノ山・伊勢志摩)、岐阜県(飛騨高山・下呂・郡上)、長野県全域、石川県(加賀温泉郷・和倉温泉)、福井県(あわら・三方五湖)、富山県(となみ)

◇おひとり4月から翌年3月の1年間で3泊を限度とします。また、1回の旅行で、2泊までです。

◇安城市外の旅行社が取り扱う旅行については、補助の対象外です。(市内の商業振興を図る施策の一つです)

宿泊施設に個人で予約した場合と安城市内の取扱契約旅行社(手続きを代行してくれます)を利用した場合が補助の対象です。



補助・助成

| ▼担当 環境首都推進課(市役所北庁舎 3階/☎(71)2206) | |
|---|---|
| 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | <p>対象 当年度中に自ら居住する市内の住宅に新たにシステムを設置または自らが居住する目的でシステム付住宅を購入する市民 ※市税を滞納していない人。</p> <p>補助額 システム設置費用を上限とし、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値に10万円を乗じた額。1000円未満の端数は切り捨て。</p> <p>手続き 申請書、システム設置概要書、見積書または契約書の写し、システム設置予定場所の案内図などを持って環境首都推進課へ ※先着順(予算の範囲内)。</p> |
| 住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助金 | <p>対象 当年度中に自ら居住する市内の住宅に新たにシステムを設置または自らが居住する目的でシステム付住宅を購入した市民 ※市税を滞納していない人。</p> <p>補助額 システムの総面積に1万6000円を乗じた額。1000円未満の端数は切り捨て。</p> <p>手続き システムの設置に係る費用の支払を完了した日の属する年度の末日までに、交付申請書兼実績報告書、領収書の写し、工事請負契約書の写し、設置した機器の保証書の写し、設置場所および設置状態が確認できる全景写真(カラー写真)などを持って環境首都推進課へ ※先着順(予算の範囲内)。</p> |
| ▼担当 健康推進課(市保健センター内/☎(76)1133) | |
| 妊産婦・乳児健康診査の助成 | <p>対象 市内在住で、母子健康手帳交付後に受けた妊婦健康診査14回、産婦健康診査1回及び乳児健康診査2回</p> <p>助成限度額 妊婦：第1回6980円、第2回5980円(35歳以上1万1480円)、第3～14回各5980円、産婦：5000円、乳児：第1回・第2回各5350円</p> <p>手続き 県外医療機関及び助産所で健診を受けた場合は申請が必要。健診料支払い後に受診票に証明してもらい、申請書・受診票・領収書(写し)を健康推進課へ提出または郵送</p> |
| 不妊治療等助成金 | <p>対象 夫または妻が市内在住で医療保険に加入しており、不妊治療を受けている法律上の夫婦</p> <p>助成額 不妊検査、治療効果を確認するための検査、一般不妊治療、人工授精に係る治療費の自己負担合計額の2分の1で1回の上限5万円。1夫婦1年度(3月～翌年2月受診分)につき1回、継続する2年間助成。</p> <p>手続き 申請書、同意書、受診等証明書、領収書の写しを健康推進課へ提出</p> |
| ▼担当 環境保全課・ごみ減量推進室(清掃事業所内/☎(76)3053) | |
| 生ごみ処理機及びたい肥化容器購入補助金 | <p>対象 市内在住者が、市内の販売店から生ごみ処理機及びたい肥化容器を購入した場合で、1世帯に生ごみ処理機1基、たい肥化容器2基まで</p> <p>補助額 購入価格の3分の2(限度額▶バイオ式生ごみ処理機4万円、乾燥式生ごみ処理機3万5000円、たい肥化容器7000円、100円未満切り捨て) ※補助金交付後、5年経過した後の買い替えも補助します。</p> <p>手続き 購入時に販売店から渡される領収書、印鑑、振込口座のわかるものを持って、購入日から1か月以内にごみ減量推進室へ</p> |
| 浄化槽設置補助金 | <p>対象 補助対象地域内の住宅に高度処理型浄化槽を設置する場合 ※対象とならない浄化槽がありますので、事前に環境保全課へお問い合わせください。</p> <p>補助額 浄化槽の種類、人槽により異なります</p> <p>手続き 工事前に環境保全課へ申請</p> |
| ▼担当 土木課(市役所北庁舎 2階/☎(71)2239) ※既存浄化槽転用雨水貯留槽については下水道管理課(市役所西庁舎 2階/☎(71)2258) | |
| 雨水貯留浸透施設設置補助金 | <p>対象 ①既存浄化槽転用雨水貯留槽 ②市販雨水貯留槽 ③雨水浸透ます ④雨水浸透管 ⑤浸透U型側溝 ⑥透水性舗装、その他同等の効果がある施設を設置する場合</p> <p>補助額 ①は、貯留量により定めた限度額と工事費の3分の2のどちらか低い額、②～⑥は、定められた限度額と工事費の2分の1のどちらか低い額 ※①～⑥の併用可、ただし補助金の上限額は15万円。</p> <p>手続き 工事前に土木課へ申請 ※①は下水道管理課へ。</p> |



公共施設等電話番号一覧

市外局番の記載のないものは「0566」です

| 市役所・支所・出張所 | |
|----------------|----------|
| 市役所 | 〈76〉1111 |
| 南部支所 | 〈92〉0002 |
| 桜井支所 | 〈99〉0861 |
| 北部出張所 | 〈98〉8468 |
| 文化・体育施設 | |
| 文化センター | 〈76〉1515 |
| 桜井公民館 | 〈99〉3313 |
| 北部公民館 | 〈98〉3751 |
| 西部公民館 | 〈76〉9393 |
| 作野公民館 | 〈74〉3977 |
| 安祥公民館 | 〈77〉5070 |
| 東部公民館 | 〈77〉7881 |
| 南部公民館 | 〈92〉3521 |
| 二本木公民館 | 〈77〉8611 |
| 中部公民館 | 〈74〉8570 |
| 昭林公民館 | 〈77〉6688 |
| 農村環境改善センター | 〈92〉3521 |
| 市民会館 | 〈75〉1151 |
| 勤労福祉会館 | 〈76〉2902 |
| 青少年の家 | 〈76〉3432 |
| 中央図書館 | 〈76〉6111 |
| 安祥閣 | 〈74〉3333 |
| 秋葉いこいの広場レストハウス | 〈76〉7148 |
| 安城市民活動センター | 〈71〉0601 |
| 体育館 | 〈75〉3535 |
| スポーツセンター | 〈75〉3545 |
| マーメイドパレス | 〈92〉7351 |
| 歴史博物館 | 〈77〉6655 |
| 埋蔵文化財センター | 〈77〉4490 |
| 市民ギャラリー | 〈77〉6853 |
| 丈山苑 | 〈92〉7780 |
| 教育センター | 〈75〉1010 |
| 安城産業文化公園デンパーク | 〈92〉7111 |
| 福祉・衛生施設 | |
| 保健センター | 〈76〉1133 |
| 休日急病診療所 | 〈76〉2022 |
| 総合福祉センター | 〈77〉7888 |
| 北部福祉センター | 〈97〉5000 |
| 西部福祉センター | 〈72〉6616 |
| 作野福祉センター | 〈72〉7570 |
| 桜井福祉センター | 〈99〉7365 |
| 中部福祉センター | 〈76〉0090 |
| 社会福祉会館 | 〈77〉2941 |
| 地域包括支援センター | 〈77〉2945 |
| 安祥デイサービスセンター | 〈74〉9155 |
| 老人ホーム | 〈92〉0179 |

| 南部デイサービスセンター | 〈92〉5482 |
|---------------|--------------------|
| 高齢者生きがいセンター | 〈76〉1415 |
| サルビア学園 | 〈92〉2661 |
| 虹の家 | 〈76〉2233 |
| 環境クリーンセンター | 〈92〉0178 |
| 清掃事業所 | 〈76〉3053 |
| リサイクルプラザ | 〈76〉3053 |
| せん定枝リサイクルプラント | 〈77〉4185 |
| 総合斎苑 | 〈72〉6626 |
| 消防 | |
| 衣浦東部広域連合 | 〈63〉0119 |
| 安城消防署 | 〈75〉0119 |
| 同消防署北分署 | 〈97〉0119 |
| 同消防署南分署 | 〈92〉0119 |
| 同消防署西出張所 | 〈72〉0119 |
| その他の市の施設 | |
| 駅西駐車場 | 〈74〉1500 |
| 駅東駐車場 | 〈75〉0445 |
| 安城駅自転車駐車場 | 〈77〉0290 |
| 安城駅北口自転車駐車場 | 〈75〉8684 |
| 新安城放置自転車保管所 | 〈97〉1997 |
| 南安城放置自転車保管所 | 〈72〉5931 |
| 北部調理場 | 〈76〉4700 |
| 南部調理場 | 〈92〉3669 |
| 中部調理場 | 〈79〉2575 |
| 浄水管理事務所 | 〈98〉7340 |
| 公園管理事務所 | 〈98〉3764 |
| 作手高原野外センター | (0536) 〈37〉2107 |
| 茶臼山高原野外センター | (0265) 〈49〉2627 |
| 学校 | |
| 小学校 | |
| 安城中部小学校 | 〈75〉2721 |
| 安城南部小学校 | 〈76〉2332 |
| 安城西部小学校 | 〈76〉2303 |
| 安城東部小学校 | 〈76〉2334 |
| 安城北部小学校 | 〈98〉0825 |
| 錦町小学校 | 〈75〉2725 |
| 高棚小学校 | 〈92〉0593 |
| 明和小学校 | 〈41〉1244 |
| 志貴小学校 | 〈97〉8202 |
| 桜井小学校 | 〈99〉2201 |
| 作野小学校 | 〈76〉6056 |
| 祥南小学校 | 〈76〉8773 |
| 丈山小学校 | 〈92〉0024 |
| 二本木小学校 | 〈76〉4449 |

| 里町小学校 | 〈98〉5900 |
|--------------|----------|
| 桜町小学校 | 〈75〉3003 |
| 桜林小学校 | 〈99〉3777 |
| 新田小学校 | 〈76〉1488 |
| 今池小学校 | 〈98〉3033 |
| 三河安城小学校 | 〈71〉3250 |
| 梨の里小学校 | 〈71〉3345 |
| 中学校 | |
| 安城南中学校 | 〈75〉3531 |
| 安城北中学校 | 〈75〉3525 |
| 明祥中学校 | 〈92〉0019 |
| 安城西中学校 | 〈76〉2320 |
| 桜井中学校 | 〈99〉0028 |
| 東山中学校 | 〈98〉1531 |
| 安祥中学校 | 〈76〉7811 |
| 篠目中学校 | 〈76〉1777 |
| 高等学校等 | |
| 県立安城高等学校 | 〈76〉6218 |
| 県立安城農林高等学校 | 〈76〉6144 |
| 県立安城東高等学校 | 〈74〉1231 |
| 県立安城南高等学校 | 〈99〉2000 |
| 安城学園高等学校 | 〈76〉5105 |
| 安城生活福祉高等専修学校 | 〈76〉4118 |
| 県立安城養護学校 | 〈99〉3345 |
| 保育園・幼稚園 | |
| 市立保育園 | |
| 安城保育園 | 〈76〉2714 |
| あけぼの保育園 | 〈97〉8609 |
| 南部保育園 | 〈76〉2352 |
| 西部保育園 | 〈76〉2343 |
| 和泉保育園 | 〈92〉0045 |
| 東端保育園 | 〈41〉3932 |
| 城ヶ入保育園 | 〈92〉0046 |
| 東部保育園 | 〈76〉3410 |
| 高棚保育園 | 〈92〉0926 |
| 志貴保育園 | 〈97〉8216 |
| 小川保育園 | 〈99〉0144 |
| さくら保育園 | 〈99〉0135 |
| 二本木保育園 | 〈76〉2262 |
| ゆたか保育園 | 〈76〉6452 |
| えのき保育園 | 〈92〉1230 |
| みのわ保育園 | 〈75〉1198 |
| 新田保育園 | 〈75〉2484 |
| 赤松保育園 | 〈75〉2483 |
| 三ツ川保育園 | 〈99〉1767 |
| みその保育園 | 〈75〉2131 |
| 桜井保育園 | 〈99〉0162 |



公共施設等電話番号一覧

市外局番の記載のないものは「0566」です

| 保育園・幼稚園 | |
|---------------|----------|
| 市立保育園 | |
| 錦保育園 | 〈74〉2950 |
| 作野保育園 | 〈74〉3430 |
| 市立幼稚園 | |
| 安城幼稚園 | 〈76〉2965 |
| 安城北部幼稚園 | 〈76〉3366 |
| さくの幼稚園 | 〈76〉6505 |
| 東栄幼稚園 | 〈98〉5850 |
| 私立保育園 | |
| 光徳保育園 | 〈76〉2540 |
| 根崎保育園 | 〈92〉0089 |
| すずらん保育園 | 〈76〉3295 |
| 子宝保育園 | 〈97〉8588 |
| よさみ保育園 | 〈75〉3254 |
| こひつじ保育園 | 〈76〉8262 |
| 第2よさみ保育園 | 〈74〉3222 |
| こどもの城保育園 | 〈76〉6714 |
| 私立幼稚園 | |
| 石橋幼稚園 | 〈97〉9556 |
| ともえ幼稚園 | 〈97〉8143 |
| てらべ幼稚園 | 〈76〉6714 |
| 慈恵幼稚園 | 〈75〉6237 |
| 第二慈恵幼稚園 | 〈75〉3646 |
| 二本木幼稚園 | 〈75〉6277 |
| 愛知学泉大学附属桜井幼稚園 | 〈99〉4945 |

| 愛知学泉短期大学附属幼稚園 | 〈75〉2709 |
|--------------------|----------|
| 愛知学泉大学附属幼稚園 | 〈75〉9468 |
| 子育て支援センターなど | |
| 安城市子育て支援センター | 〈73〉6336 |
| 二本木子育て支援センター | 〈77〉2774 |
| あけぼの子育て支援センター | 〈97〉2276 |
| 根崎子育て支援センター | 〈92〉0089 |
| さくら子育て支援センター | 〈99〉2100 |
| あんじょうファミリーサポートセンター | 〈72〉2315 |
| 児童センター | |
| 北部児童センター | 〈98〉3751 |
| 作野児童センター | 〈74〉3977 |
| 中央児童センター | 〈77〉7888 |
| 桜井児童センター | 〈99〉3313 |
| 二本木児童センター | 〈77〉8611 |
| 中部児童センター | 〈74〉8570 |
| 西部児童センター | 〈72〉6616 |
| 児童クラブ | |
| 里町児童クラブ | 〈98〉7703 |
| 二本木児童クラブ | 〈76〉9121 |
| 中部児童クラブ | 〈74〉7531 |
| 桜井児童クラブ | 〈99〉5587 |
| 祥南児童クラブ | 〈76〉2266 |
| 北部児童クラブ | 〈98〉3537 |
| 南部児童クラブ | 〈77〉4392 |
| 錦町児童クラブ | 〈72〉5410 |

| 作野児童クラブ | 〈72〉5415 |
|----------------------|----------|
| 三河安城児童クラブ | 〈72〉2870 |
| 西部児童クラブ | 〈72〉2837 |
| 丈山児童クラブ | 〈92〉1127 |
| 明和児童クラブ | 〈48〉2368 |
| 桜林児童クラブ | 〈99〉2357 |
| 新田児童クラブ | 〈76〉4987 |
| 東部児童クラブ | 〈74〉5570 |
| 高棚児童クラブ | 〈92〉7723 |
| 志貴児童クラブ | 〈97〉6310 |
| 桜町児童クラブ | 〈72〉6361 |
| 今池児童クラブ | 〈98〉8380 |
| 梨の里児童クラブ | 〈77〉7031 |
| 作野第2児童クラブ | 〈74〉5118 |
| その他の官公庁等 | |
| 西三河農業共済組合 | 〈77〉3220 |
| 安城商工会議所 | 〈76〉5175 |
| 安城郵便局 | 〈76〉3414 |
| 安城警察署 | 〈76〉0110 |
| 衣浦東部保健所安城保健分室 | 〈75〉7441 |
| 安城県税センター | 〈76〉2101 |
| 安城区検察庁 | 〈76〉3278 |
| 安城簡易裁判所 | 〈76〉3461 |
| 西三河水道事務所 | 〈98〉5651 |
| 明治用水土地改良区 | 〈76〉6241 |
| 県西三河農林水産事務所安城農業改良普及課 | 〈76〉2400 |

公共施設等電話番号一覧

安城市役所のご案内

